

富山県砺波方言の「命令形十力」

井上 優

1. はじめに

筆者の母方言である富山県砺波方言において、命令形・依頼形・禁止形に付加可能な終助詞は「ヤ」「マ」「カ」の三つである。(以下では、特にことわらないかぎり、「命令形」を命令形・依頼形・禁止形の総称として用いる。また、方言形はカタカナ、共通語形はひらがなで表記する。)

このうち、「命令形+ヤ(上or上)」は共通語の「命令形+よ(上)」(念おし的な命令)に、また「命令形+マ(上)」は「命令形+よ(上)」(異議申し立て的な命令)に相当する意味を表す(井上1995)。

(1) ボチボチ オキヤ/オキテヤ。(そろそろ起きろよ!/起きてよ!)

[しかし、聞き手はなかなか起きない]

ハヨ オキマ/オキテマ。(早く起きろよ!/起きてよ!)

(2) シャシン トッサカイ, ウゴクナヤ。(写真をとるから、動くなよ!)

[聞き手が動いた]

ウゴクナマ。(動くなよ!)

これに対し、「命令形+カ(上)」に直接対応する意味を表す独立の表現は共通語には存在せず、他の方言でも命令形に「カ」は付加できないことが多いようである。

(3) チョッコ ヤスンドラレカ。(少し休んでなさい(*か))

(4) 甲: コレ, ドコ オイトク? (これ, どこに置いておく?)

乙: ソヤネー, ソノヘンニデモ オイトイテカ。

(そうねえ, そのへんにでも置いといて(*か))

(5) ユータナケンヤ ユーナカ。(言いたくなければ言うな(*か))

本稿では、この「命令形+カ」が許容型指示(後述)を表す文であること、そして、この場合の「カ」が疑問の終助詞「カ」と本質的に同じ機能をなうことを述べる[注1]。

なお、本稿で「砺波方言」と呼ぶのは、富山県西部、砺波市以南(五箇山地方を除く)で話されている言語、特に筆者が生まれ育った東砺波郡井波町及びその隣接地域で話されている言語である。世代的には、30代前半(筆者の世代)から60代前半(筆者の両親や先生の世代)の話し手を想定している。

考察は主に筆者(現在32歳)の内省にもとづくが、井波町在住のネイティブ・スピーカーの内省も参考にしている[注2]。

2. 砺波方言の命令文

砺波方言における（狭義の）命令形・依頼形・禁止形の体系を以下に示す〔注3〕。

		子音語幹	母音語幹		不規則動詞	
		行く	起きる	寝る	する	来る
命令形	非尊敬形	イケ(-)	オキ(-)	ネ-	セ-	コイ
	尊敬形 1	イカレ	オキラレ	ネラレ	シラレ	コラレ
	尊敬形 2	イカッツイ	オキッツイ	ネツツイ	シツツイ セツツイ	(オイト ^レ ツツイ)
依頼形	非尊敬形	イッテ(クレ)	オキテ(クレ)	ネテ(クレ)	シテ(クレ)	キテ(クレ)
	尊敬形 1	イッテクダ ^レ ハレ	オキテクダ ^レ ハレ	ネテクダ ^レ ハレ	シテクダ ^レ ハレ	キテクダ ^レ ハレ
	尊敬形 2	イッテクレッツイ	オキテクレッツイ	ネテクレッツイ	シテクレッツイ	キテクレッツイ
禁止形	非尊敬形	イクナ	オキンナ	ネンナ	スンナ	クンナ
	尊敬形 1	イカレンナ	オキラレンナ	ネラレンナ	シラレンナ	コラレンナ
	尊敬形 2	イカッシャンナ	オキッシャンナ	ネッシャンナ	シッシャンナ セッシャンナ	(オイト ^レ ッシャンナ)

上にあげた形式はいずれも「カ」が付加可能である。

(6) イケカ。 / イカレカ。 / イカッシャイカ。

(7) イッテ(クレ)カ。 / イッテクダハレカ。 / イッテクレッシャイカ。

(8) イクナカ。 / イカレンナカ。 / イカッシャンナカ。

念のために補足すれば、「カ」（及び前述の「ヤ」「マ」）が付加可能なのは、あくまで「命令形」であって「命令文」ではない。

砺波方言を含む富山県方言では、意志・勧誘形（語幹+(y)o, 「する」「来る」は「シヨ/ショ」「コ(-)」）を命令的な意味で用いることができる（下野1983, 真田1994）。この場合の「命令的な意味」とは、純粋な行為指示というよりは、「話し手の意向の一方的な言い聞かせ」というべきものであるが、いずれにせよ、起きようとしないう聞き手に起きよう催促するような場合には、

(9) a. コラ！ ハヨ オキー。〔命令形〕（こら，早く起きろ）

b. コラ！ ハヨ オキヨ / オキョ。〔意志・勧誘形〕 cf. ??こら！早く起きよう。

の二つをほとんど同じ意味で用いることができる。

しかし、意志・勧誘形に「カ」が付加された場合は、共通語の場合と同様、「その気になりつつある」（森山1992）という話し手の心的態度を表明する（聞き手がいる場合はそれによって聞き手を勧誘する）表現となり、命令的な意味は生じない。

- (10) a. ソロソロ オキカ。(そろそろ起きなさい)
 b. ソロソロ オキヨカ。(そろそろ起きようか)

また、砺波方言では、「語幹+(r)aren」の形式が禁止を表す固定的表現として用いられるが、この場合も「カ」は付加できない〔注4〕。

- (11) a. ソンナモン タベラレン。(そんなものは食べてはいけない)
 cf. ソンナモン タベレン。〔可能形の否定〕
 (そんなものは食べられない)
 b. *ソンナモン タベラレンカ。

3. 砺波方言の「カ」

砺波方言には、疑問を表す終助詞に「カ」「ケ」の二つがある。

- (12) a. ナンカ タベカ? (何か食べるか?)
 b. ナンカ タベケ? (何か食べるかい?)

命令文との関連でいえば、「命令形+カ」という形式は存在するが、「命令形+ケ」という形式は存在しない。

- (13) a. チョッコ ヤスメカ/ヤスンデカ。(少し休みなさい/休んでください)
 b. *チョッコ ヤスメケ/ヤスンデケ。
 (14) a. ソンナ アワテッシャンナカ。(そんなにあわてなさるな)
 b. *ソンナ アワテッシャンナケ。

「カ」「ケ」の文法的なふるまいは、ほぼ共通語の「か」「かい」に対応させる形とらえることができるが、「命令形+カ」と関連で重要なのは次の二点である〔注5〕。

第一に、砺波方言でも共通語でも、「意志・勧誘形+カ/か」という形式は存在するが、「*意志・勧誘形+ケ/かい」という形式は存在しない。

- (15) ボチボチ, カエロカ。/そろそろ, 帰ろうか。
 (16) *ボチボチ, カエロケ?/*そろそろ, 帰ろうかい?

第二に、砺波方言でも共通語でも、「基本形+カ/か」は、命題の真偽や動作遂行の有無を問題にするという意味だけでなく、「意志・勧誘形+カ/か」と同じ「その気になりつつある」という意味でも用いることができる。（「基本形+とするか」はその専用形。）しかし、「基本形+ケ/かい」は、「基本形+ ϕ 」の形式の疑問文と同様、命題の真偽や動作遂行の有無を問題にする文としか解釈されない。

- (17) サ, ボチボチ, カエカ。/さあ, そろそろ, 帰るか (=帰るとするか)。
 (18) サ, ボチボチ, カエケ?/さあ, そろそろ, 帰るかい?
 (=サ, ボチボチ, カエル?/さあ, そろそろ, 帰る?)

つまり、「pケ」「pかい」の機能は、命題pの真偽を問題にするという心的態度（通常の疑問）の表明に限定されているが、「pカ」「pか」が意味するのは、より抽象的な

(19) pと矛盾・対立する他の可能性（以下「～pの可能性」）は否定されているわけではない。

という心的態度である。（通常の疑問もこの中に包含される。）「意志・勧誘形+カ/か」及び「基本形+カ/か」の「その気になりつつある」という意味も、つまるところは、

(20) 当該の意向pはまだ「ひとつの可能性」として認識されている段階にある。

（～pの可能性が完全に否定されているわけではない。）

という形でとらえることができる。（この点に関する基本的な考え方は森山1992に負う。）

実際、「カ」「か」が付加されない

(21) イコ(一)。/行こう。

は、「行く」という線で話し手の意向が確定したことを表明する（聞き手がいる場合には、話し手の意向を共有することを求める）文であり、当該の行為をおこなうことに消極的な聞き手を説得するような場合でも用いることができる。

(22) サ、イコ(一)。/さあ、行こう。[勧誘]

(23) ネー、イコー。イコチュガ。/ねえ、行こう。行こうってば。[説得]

（「チュガ」は異議申し立て的な「ってば」）

しかし、「カ」が付加された

(24) イコカ。/行こうか。

の場合、「行く」は、発話時において想起された「ひとつの案」にすぎず、「行くか行かないか」に関する判断の確定は保留されている。実際、(24)は、勧誘的な意味（正確には「案」の提示）で使うことはできても、説得としては使いにくい。

(25) サ、イコカ。/さあ、行こうか。[勧誘]（「案」の提示）

(26)??ネー、イコカ。??イコカチュガ。/??ねえ、行こうか。??行こうかってば。

4. 「命令形+カ」の基本的な意味

砺波方言の「命令形+カ」の意味及びその場合の「カ」の機能は、前節で見た「意志・勧誘形+カ」の延長線上でとらえることができる。

結論からいえば、「命令形+カ」は、

(27) pは可であり、～pである必要はない。（「pでなければならず、～pは不可である」とまでは言わない。）

という形で聞き手に指示を与える文であり、それゆえ、「許容することで動作を実行させる」というタイプの指示（許容型指示）は表しても、「聞き手に義務を課す」というタイプの指示（義務型指示）を表すことはない。別の言い方をすれば、砺波方言では、命令形に「カ」を付加することによって、

(28) 当該の指示内容pは、義務（唯一許容される可能性）ではなく、「許容されるひとつの可能性」である。（～pの可能性を完全に否定しているわけではない）

ということを示すことができるわけである。

「命令形+カ」が許容型指示を表す命令文であることは、1. で言及した「命令形+ヤ」（念おし的な命令）及び「命令形+マ」（異議申し立て的な命令）と比較した場合に明らかになる。

「命令形+ヤ/マ」が表すのは義務型指示であり、指示内容 p は「p でなければならない」（= ~p は不可である）という性質のことがらとして提示される。例えば、

(29) ナン キカレテモ、テキトーニ コタエッシャイヤ。[念おし]

（何を聞かれても、適当に(=いいかげん)答えなさいよ!。）

(30) ゼンブ タベッシャイマ。[異議申し立て]

（全部食べなさいよ!）

の場合、話し手は聞き手に「（あくまで）いいかげんに答えなければならない」（=まじめに答えてはならない）、「全部食べなければならない」（=残してはならない）と言っている。いいかえれば、「適当に答える/全部食べる」ということを「唯一許容されるすじがき」として指定するという形で事態の展開をコントロールしようとしている。

実際、この種の命令文は、「絶対に…せよ」と指示内容を念おししたり、指示内容どおりに動作を実行しない聞き手に「それではいけない」と異議を申し立てたりする場合にも用いることができる。

(31) アシタノ シアイ、ゼツタイニ カタッシャイヤ。

（明日の試合、絶対に勝ちなさいよ!）

(32) コラ! ハヨ オキマ!（こら、はやく起きろよ!!）

これに対し、砺波方言の「命令形+カ」、例えば、

(33) ナン キカレテモ、テキトーニ コタエッシャイカ。

（何を聞かれても、適当に答えなさい）

(34) ゼンブ タベッシャイカ。（全部食べなさい）

が意味することは、

(35) 何を聞かれても、適当に答えればよい。（まじめに答える必要はない。）

(36) 全部食べてよい。（残す必要はない。）

ということである。（「まじめに答える/残す」ことは特に禁止されてはいないことに注意。）つまり、「命令形+カ」を発する話し手は、指示内容 p を「許容されるひとつのすじがき」として指定するという形で事態の展開をコントロールするわけである。

「p は可」とは言うが「~p は不可」（= p のみが可）とまでは言わない、という性質上、「命令形+カ」で聞き手に義務を課すことはできない。実際、「絶対に…せよ」と指示内容を念おししたり、指示内容どおりに動作を実行しない聞き手に異議を申し立てたりする場合には、「命令形+カ」は使えない。

(37)??アシタノ シアイ、ゼツタイニ カタッシャイカ。 cf. (31)

(38)??コラ! ハヨ オキカ。 cf. (32)

指示内容が義務であることが文脈上明らかな場合も、「命令形+カ」は使えない。

(39) [外に遊びに行く子供に]

a. ??クルマニ キー ツケッシャイカ。

b. クルマニ キー ツケッシャイセ。(車に気をつけなさいよ!)

(40) [聞き手の写真をとる時に]

a. ??ウゴカレンナカ。

b. ウゴカレンナセ。(動かないでよ!)

この場合、「カ」を用いると、「気をつければよい」(=気をつけないでいる必要はない)、「動かなければよい」(=動く必要はない)ということになり、「気をつけないでいる/動く」ことを禁止するという意味にはならない。

5. 「命令形+カ」の用法

許容型指示の専用形である「命令形+カ」が用いられる典型的なケースは、

(41) 「聞き手の意向を受け入れる」という形で指示を与える。

というケースである。この場合、聞き手の意向は「それで大丈夫だ」として許容されることもあれば(例42)、「勝手にすればよい」と話し手の責任を放棄する形で放任されることもある(例43)。

(42) [「到着が少し遅れるかもしれない」という聞き手に]

アワテンデ イーサカイ, ユックリ オイデカ。

(あわてなくていいから、ゆっくりいらっしやい)

(43) [何度起こしても起きない子供にあきれて]

ドンダケデモ ネットラッシャイカ。

(いくらでもねてなさい。(あとのことは知らない))

また、聞き手の意向は積極的に支持される場合もあれば(例44)、仕方なく容認される場合もある(例45)。

(44) 甲: コレ ゼンプ タベテ イーケ? (これ, 全部食べていいですか?)

乙: [「どうぞどうぞ」というニュアンスで]

マダ イッパイ アッサカイ, ドンダケデモ タベッシャイカ。

(まだいっぱいあるから, いくらでもお食べなさいな)

(45) [アイスクリームが食べたいとってきかない子供にしぶしぶ]

オカネ アゲッサカイ, コーテオイデカ。(お金をあげるから, 買っておいで)

聞き手の意向を積極的に支持することは、聞き手に自己規制をしないようすすめるということにつながる。つまり、

(46) 聞き手が「(本当は) そうしたい」と思っているのなら、そのとおりにすれば

よい。(自己規制する必要はない。)

というわけである。

(47) [お酒を飲むのをがまんしている聞き手に]

ソナ ガマン セント, チョッコグライ ノマッシャイカ。

(そんなにがまんしないで, 少しぐらい飲みなさい)

(48) [眠そうな顔をしているのになかなか寝ない聞き手に]

ネムタイガヤッタラ, ハヨ ネーカ。(眠いのなら早く寝なさい)

この場合も, 話し手は聞き手に「自己規制する必要はない」として, 「少し飲む/寝る」ようすすめているだけであり,

(49) ソナ ガマン セント, チョッコグライ ノマッシャイマ。

(そんなにがまんしないで, 少しぐらい飲みなさいよ!)

(50) ネムタイガヤッタラ, ハヨ ネッシャイマ。(眠いのならはやく寝なさいよ!)

と言う時のように, 「少し飲む/寝る」ことを聞き手に強制しているわけではない。

「命令形+カ」は, さらに, 聞き手の意向pを許容するというよりは,

(51) pは許容されてしかるべきことがらなのだから, pすればよいではないか。

(~pである必要はない)

として聞き手に当該のことがらpを許容するようすすめるために用いられることもある。

(52) [長時間休みなしに仕事を続けている聞き手に]

チョコグライ ヤスマッシャイカ。

(少しぐらい休みなさいな。(そんなに無理する必要はない))

(53) [マンガばかり見ている子どもを叱った夫に妻が]

マンガグライ ミシタゲッシャイカ。

(マンガくらい見せてあげなさいな。(そんなに厳しくする必要はない))

(54) [時間がないと言ってあわてている聞き手に]

ソナ アワテシャンナカ。

(そんなにあわてなさるな。(あわてる必要はない))

「命令形+カ」は, 「pは可」とは言うが「~pは不可」とまでは言わない, という性質上,

(55) (特に「こうでなければならない」という考えはないが)「とりあえずはpすれば十分だ」として, 指示内容をその場で思いついた個人的・暫定的な意見として提示する。

という意味あいでも用いられることも多い。

(56) 甲: コレ, ドコ オイトク? (これ, どこに置いておく?)

乙: ソヤネー, ソノヘンニデモ オイトイテカ。

(そうだねえ, そのへんにでも置いといて)

(57) 甲：ナンカ スッコト ナイケ？（なにかすることない？）

乙：ソんなラ、ジャガイモノ カワデモ ムイトッテカ。

（それなら、ジャガイモの皮でもむいてて）

(56)では、「（どこに置いてもよいのだが）とりあえずはそのあたりに置いておけば十分だ」ということが、また、(57)では、「（何かしてもらわないと困るというわけではないが）ジャガイモの皮でもむいていてもらえば十分だ」ということが述べられている。

6. 命令形の基本的な意味と「義務型指示」「許容型指示」との関係

以上、砺波方言の「命令形+カ」が「許容型指示」を表す専用形式であること、そして、この場合の「カ」は指示内容pが（義務ではなく）「許容されるひとつの可能性」にとどまることを明示する標識であることを見てきた。

ここで重要なのは、許容型指示そのものは「命令形+ ϕ 」の形式でも表しうる、ということである。砺波方言でも、許容型指示を表すのに「カ」が必須だというわけではない。

砺波方言でも共通語でも、終助詞を付加しない命令文、例えば、

(58) a. ナン キカレテモ、テキトーニ コタエッシャイ。

b. 何を聞かれても、適当に答えなさい。

は、文脈やイントネーションによって、「いいかげんに答えなければならない」という義務型指示にも（例文59）、「いいかげんに答えればよい」という許容型指示にも解釈できる（例文60）〔注6〕。

(59) a. イーケ。ナン キカレテモ テキトーニ コタエッシャイ。

b. いいですか。何を聞かれても（あくまで）適当に答えなさい。

(60) a. ソんな マジメン ナラント、ナン キカレテモ テキトーニ コタエッシャイ。

b. そんなまじめにならないで、何を聞かれても適当に答えなさい。

命令形が許可・承認的に用いられうるということはしばしば指摘されることではあるが（仁田1991、佐藤1992、村上1993）、その際、次のような説明がなされることがある。

ふつう、「しろ」のかたちの命令文は、きき手にたいする絶対的な命令、一方的なつよい要求をあらわして、これが基本的な意味である。（略）

場面構造によって、あるいは動詞の語彙的な意味のグループによって、命令文は忠告・すすめ・許可・承認・放任などの意味をおびることがある。これらの意味は「しろ」の基本的な意味につきまとう（ふくみ・意味あい）ということができる。（略）

まず、動作の遂行・実現へのねがいが、さきにきき手のほうにあるばあいでは、命令文はききての動作にたいするはなし手の許可・承認の意味あいをおびる。

（村上1993: p.78）

上の説明でいう「絶対的な命令／一方的なつよい要求」と「許可・承認」は、本稿でいうところの義務型指示・許容型指示とは異なるレベルの意味を問題にしていると考えられ

る。なぜなら、本稿でいう義務型指示・許容型指示は、指示内容の論理的な性質（すなわち「唯一許容される可能性」か「許容されるひとつの可能性」か）にもとづく区別であり、「義務型指示が文脈によっては許容型指示の意味あいをおびる」と主張することは、「pしなければならぬ」が文脈によっては「pすればよい」という意味あいをおびる(?)、というのと同じ類のことを主張することになるからである。

筆者としては、共通語でも砺波方言でも、命令形が表すのは、

(61) 事態の展開に関して、特定のすじがきを指定する。

というくらいのことであって、義務型指示か許容型指示か（すなわち、指示内容が「唯一許容される可能性」か「許容されるひとつの可能性」か）ということは、文脈や終助詞の性質、イントネーション等に依存して付随的に加わる意味であると考えたい。

使役文も、「状況を引き起こす」ということを基本的な意味としながらも、種々の要因によって「強制的使役」(e.g. むりやり飲ませた)を表したり、「許容的使役」(e.g. 勝手に飲ませておいた)を表したりするが、ちょうどそれと同じことが命令形についてもあてはまると考えるわけである。

砺波方言の「命令形+カ」は許容型指示に独立した形式を与えたものである。おそらく、砺波方言では、「義務型指示・許容型指示という対立を形式化し、許容型指示に独立した地位を与えて活用しよう」とする何らかの力がはたらき、「それ以外の可能性が否定されているわけではない」という基本的な意味を有する「カ」がその標識として選択されたのであろう。

許容型指示に独自の形式が与えられているかどうか、与えられているとすればどのような標識が選択されているか、ということは、命令文に関する普遍性と個別性という問題について考える場合に重要なポイントだと思われる。

／注／

1 藤原(1985:pp. 478-9)は、

・ハヨー イラッシー カー。早くお行きなさいな。(奥能登)

における「カ」について、「ただの『カ』ではあるまい。おそらくは『これ』的なものであろうか」と述べている。また、

・コラレー カ。おいでなさい。(富山県)

についても、「『カ』はどのような『カ』であろう」と述べるにとどまっている。

2 筆者の言語経歴は以下のとおり。

1962年富山県東砺波郡井波町生まれ 0~18歳 井波町 18~23歳 仙台市

23~27歳 東京都(杉並区・目黒区) 27歳~現在 千葉市(美浜区)

3 (狭義の)命令形・禁止形の尊敬形は実質的には丁寧表現として用いられ、自分の子供に対しても使用可能である。(この点は共通語の「…なさい」と同じ。)

[自分の子供にむかって]

- a. ??イツ イカレル? / イカッシャル? (??いつ行かれる?)
 - b. ハヨ イカレマ / イカッシャイマ。 (はやく行きなさいよ!)
 - c. アブナイトコ イカレンナヤ / イカッシャンナヤ。(男女とも)
(あぶないところにいきなさんなよ!, 男性語)
- 4 「…ントク」(…ないでおく)の意志・勧誘形「…ントコ」も禁止表現としても用いられるが、「カ」を付加した場合は「…ないでおこうか」という意味にしかならない。
- ・ コラ! ソンナモン タベントコ。(こら! そんなもの食べるな)
 - ・ タベントコカ。(食べないでおこうか)
- 5 ただし、「ケ」には「かい」のような文体的なかたよりはなく、性別や年齢に関係なく用いることができる。
- 6 仁田(1991)は、「好きなようにしなさい」「行きたければ行きなさい」のような例を「許可表現化された命令」とするが、これらの文は、文脈によっては本稿でいう義務型指示の解釈が可能である。
- ・ いいですか。何があっても絶対にあなたの好きなようにしなさい。
 - ・ 行きたければ何としてでも行きなさい。(さもないと後で後悔しますよ。)
- ただし、「勝手にしなさい」は許容型指示の解釈しかできないようである。
- ・ ??いいですか。何があっても絶対に勝手にしなさい。

／引用文献／

- 井上 優(1995)「方言終助詞の意味分析—富山県砺波方言の「ヤ／マ」「チャ／ワ」—」
『研究報告集』16 国立国語研究所
- 佐藤 里美(1992)「依頼文—してくれ、してください—」『ことばの科学』5 むぎ書房
- 真田 信治(1994)「富山県の方言について」『阪大日本語研究』6 大阪大学文学部日本語
学科
- 下野 雅昭(1983)「富山県の方言」『講座方言学6：中部地方の方言』国書刊行会
- 仁田 義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 藤原 与一(1985)『方言文末詞(文末助詞)の研究(中)』春陽堂書店
- 村上 三寿(1993)「命令文—しろ、しなさい—」『ことばの科学』6 むぎ書房
- 森山 卓郎(1992)「疑問型情報受容文をめぐって」『語文』59 大阪大学国語国文学会

(付記) 本稿の内容は、国立国語研究所日本語教育センター第1研究室の平成6～7年度一般研究「日本語の対照言語学的研究：日本語方言のモダリティに関する記述的研究」における研究成果の一部である。

(いのうえ まさる・国立国語研究所研究員)